

敦賀市文化財センター基本構想・基本計画

2 0 2 4

敦賀市教育委員会

目 次

敦賀市文化財センター基本構想・基本計画

I	基本構想	1
1	背 景	1
(1)	埋蔵文化財の現状と課題	1
(2)	歴史・民俗文化財の現状と課題	1
(3)	市民の郷土意識についての現状と課題	1
(4)	上位計画における文化財センターの位置づけ	2
2	基本方針	4
(1)	施設の位置づけ	4
(2)	施設の位置	5
(3)	施設の機能	7
II	基本計画	9
1	施設計画	9
(1)	施設整備の方針	9
(2)	施設構成と規模	9
(3)	諸室の内容	10
2	事業活動計画	12
(1)	事業活動方針	12
(2)	主要事業の活動計画	12
3	展示計画	15
(1)	展示方針	15
(2)	展示構成	15
4	管理運営計画	16
(1)	管理運営の方針	16
(2)	管理運営形態と体制	16
(3)	開館形態	16
5	事業スケジュール	16

巻末資料

平成 11 年 6 月 2 日付福井県教育委員会教文第 556 号「福井県における出土品の取り扱いについて（通知）」

敦賀市文化財センター基本構想・基本計画

I 基本構想

1 背景

(1) 埋蔵文化財の現状と課題

- 敦賀市では文化財保護法に基づき、これまでに様々な開発に伴う発掘調査を実施し、膨大な出土資料の蓄積がある。
- 平成 12 年（2000）より埋蔵文化財調査の拠点であった文化振興課分室は、平成 30 年（2018）以降、狭小、老朽化により、出土品保管基準（註1）に基づく適切な保管ができない状況である。
- 近年、民間開発による発掘調査事例が増加し、出土品のより一層の増加が見込まれていること、また、それら新出資料を公開、活用する施設、設備が乏しい問題がある。

(2) 歴史・民俗文化財の現状と課題

- 旧大和田銀行本店を活用した敦賀市立歴史民俗資料館が昭和 53 年（1978）に開館し、それ以降、市内から歴史、民俗資料の寄贈を受け整理保管、展示を行っていた。平成 5 年（1993）に敦賀市立博物館に改称後、平成 24 年（2012）に老朽化が目立つ建物の修復復元工事を実施し、それに伴い館蔵品を旧葉原小学校へ移送したが、平成 27 年（2015）の博物館リニューアルオープン後には、銀行建物を元の姿に復元したことにより展示、収蔵部分が減少し、多数の博物館資料をそのまま旧葉原小学校で保管することになった。
- 旧葉原小学校では、歴史、民俗資料を保管するとともに、見学会、歴史講座等を実施したが、市街地から離れた位置にあり、校外学習など学校教育での活用が困難になっている。
- 市民から歴史、民俗資料についての寄託、寄贈の問い合わせ、申し出は、近年の文化財担い手世代の高齢化により増加しており、個人にとどまらず地域の文化財についても相談を受けており、市内文化財の市外への流出、廃棄のおそれが出てきている。

(3) 市民の郷土意識についての現状と課題

- 敦賀市においては、民間の地域史研究団体として気比史学会、日本海地誌調査研究会があり、自主事業として各時代の研究者を招聘した講演会の企画や、会員による研究成果の発表を行い、「人道の港」などの成果は現在の敦賀イメージの向上に大きく寄与してきた。
- 敦賀市が、他の自治体と比較して民間団体の活動が活発であり、かつ専門性が高い理由については、各団体の主力メンバーに、平成 25 年に閉学した旧敦賀短大において、歴史学のトレーニングを受けた社会人入学者が多いことが指摘されている。（註2）ただし、旧敦賀短大閉学後 10 年以上経過し、世代交代が迫りつつあり、今後の活力低下も見込まれている。

(4) 上位計画における文化財センターの位置づけ

敦賀市の上位計画である総合計画、教育大綱において文化財の果たす役割は大きく、そのためには保存と継承、調査研究と公開活用、観光資源としての活用や情報発信が求められる。それらに市民が積極的に取り組んでいくためにも、文化財センターはこれらの施策を推進する核となる施設として位置づける。

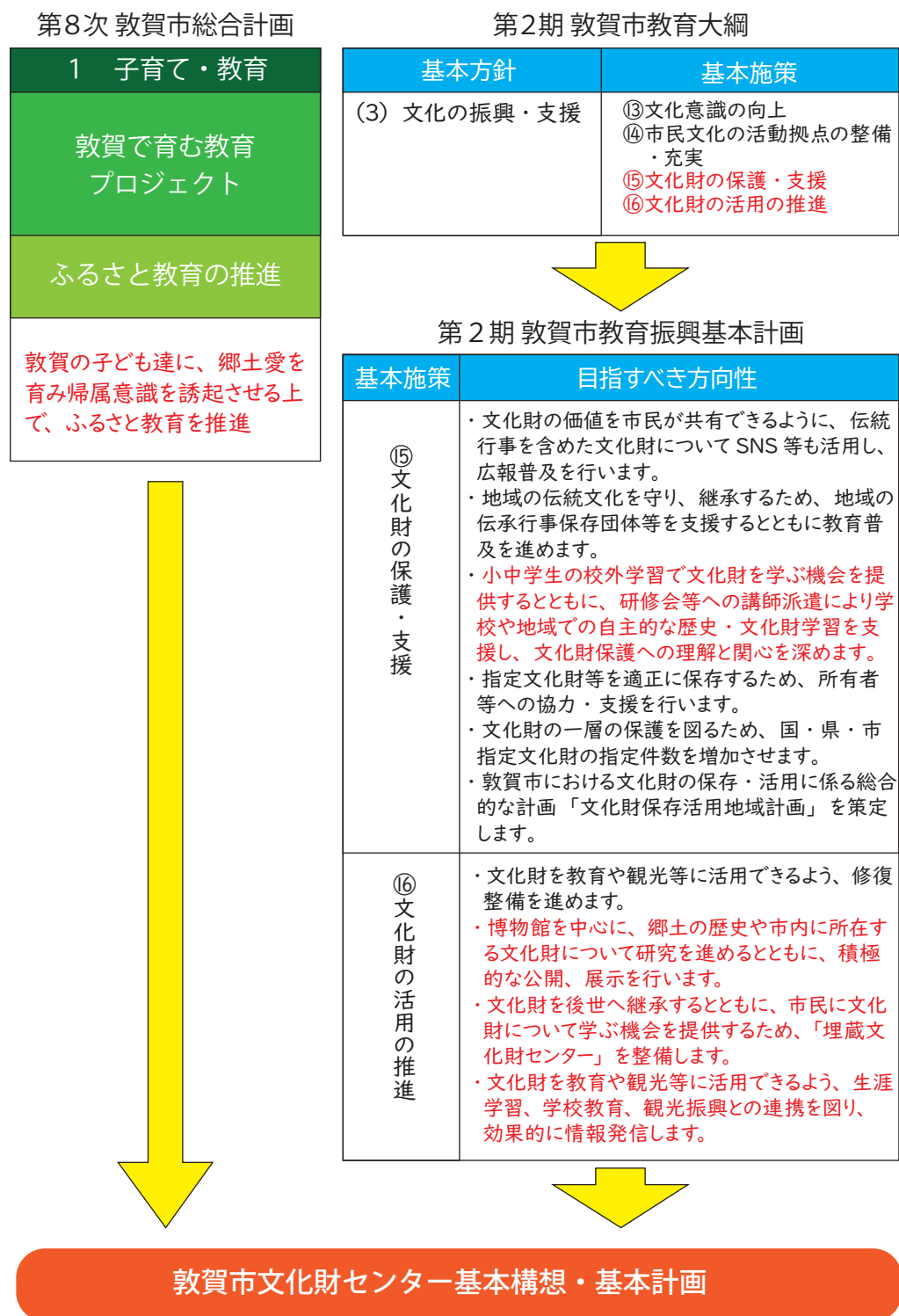


図1 上位計画と敦賀市文化財センター基本構想・基本計画との位置づけ

① 第8次敦賀市総合計画

策定：令和6年（2024）3月

計画期間：令和6年度（2024）～令和10年度（2028）

「好循環が継続する、発展し続ける地域」を基本理念とし、この理念の実現に向け、『人口減少』を計画全体の政策課題とし、この課題を解決するため4つの政策テーマを設定している。それらの政策テーマの中で、本計画に関連するものは「1 子育て・教育」における、敦賀で育む教育プロジェクトふるさと教育の推進であり、敦賀の子ども達に、郷土愛を育み、帰属意識を誘起させる上で、ふるさと教育を推進することを方針としている。

② 第2期敦賀市教育大綱

策定：令和3年（2021）4月9日

計画期間：令和3年度（2021）～令和7年度（2025）

「ふるさと敦賀を愛し、知性に富み、心豊かで、健康な人の育成」を教育目標、「「白砂青松」の地である敦賀を愛し、郷土の発展に貢献する活力ある人材を育成するため、家庭・学校・地域が一体となって、先人が築き上げた伝統を受け継ぎ、「人道の港」敦賀ならではの魅力ある教育を推進する。」を基本理念にかかげている。これらの教育目標及び基本理念を基に、基本施策として文化財の保護・支援、文化財の活用の推進が挙げられている。

③ 第2期敦賀市教育振興基本計画

策定：令和3年（2021）4月

計画期間：令和3年度（2021）～令和7年度（2025）

『第2期敦賀市教育大綱』でかかげた教育目標及び基本理念、基本方針、基本施策に沿って、具体的な施策を定めている。その中で本計画に関連するものは、文化財の保護・支援での校外学習や自主学習の支援、及び文化財の広報普及、文化財の活用の推進での文化財の調査研究と公開展示、「埋蔵文化財センター」の整備、文化財の情報発信が該当する。

2 基本方針

(1) 施設の位置づけ

「市民とともに未来につなげる敦賀の歴史と文化」をテーマに、「歴史・文化」「教育・学習」「広報・普及」の3つを主要な柱とした機能を連携させる、埋蔵文化財と歴史、民俗文化財調査の拠点施設として整備する。文化財の調査保存から研究、広報普及、成果発信までを、市民と協働で行うことを目標とし、市民それぞれが敦賀の魅力を発信できるような、魅力ある文化を育むまちを目指す。

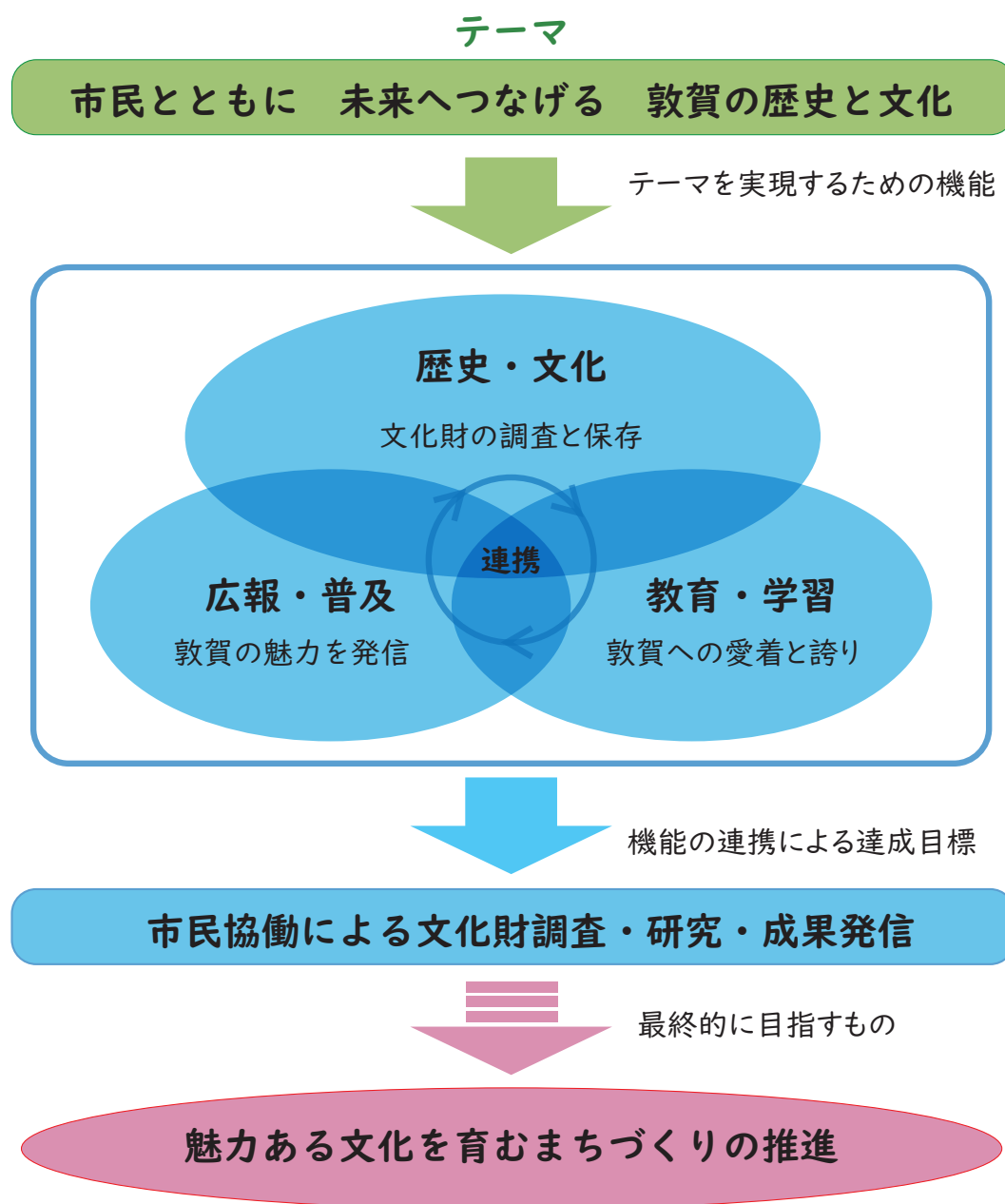


図2 基本方針図

(2) 施設の位置

① 施設に求められる環境

文化財を収蔵管理する環境は、大気中の環境や自然災害の恐れのない場所が求められる。敦賀市域の中では、海岸付近では塩害の影響があり、河川、水路に隣接する地域では湿気に対する対策を設ける必要がある。これらの影響を避けるためには、海岸から離れた段丘、丘陵上の環境が望ましい。

② 施設周辺の歴史的な環境

埋蔵文化財と民具を含む歴史資料を収蔵、公開活用する施設として、施設周辺環境においても、史跡や遺跡など歴史的な文化財と連携可能な位置が望ましい。

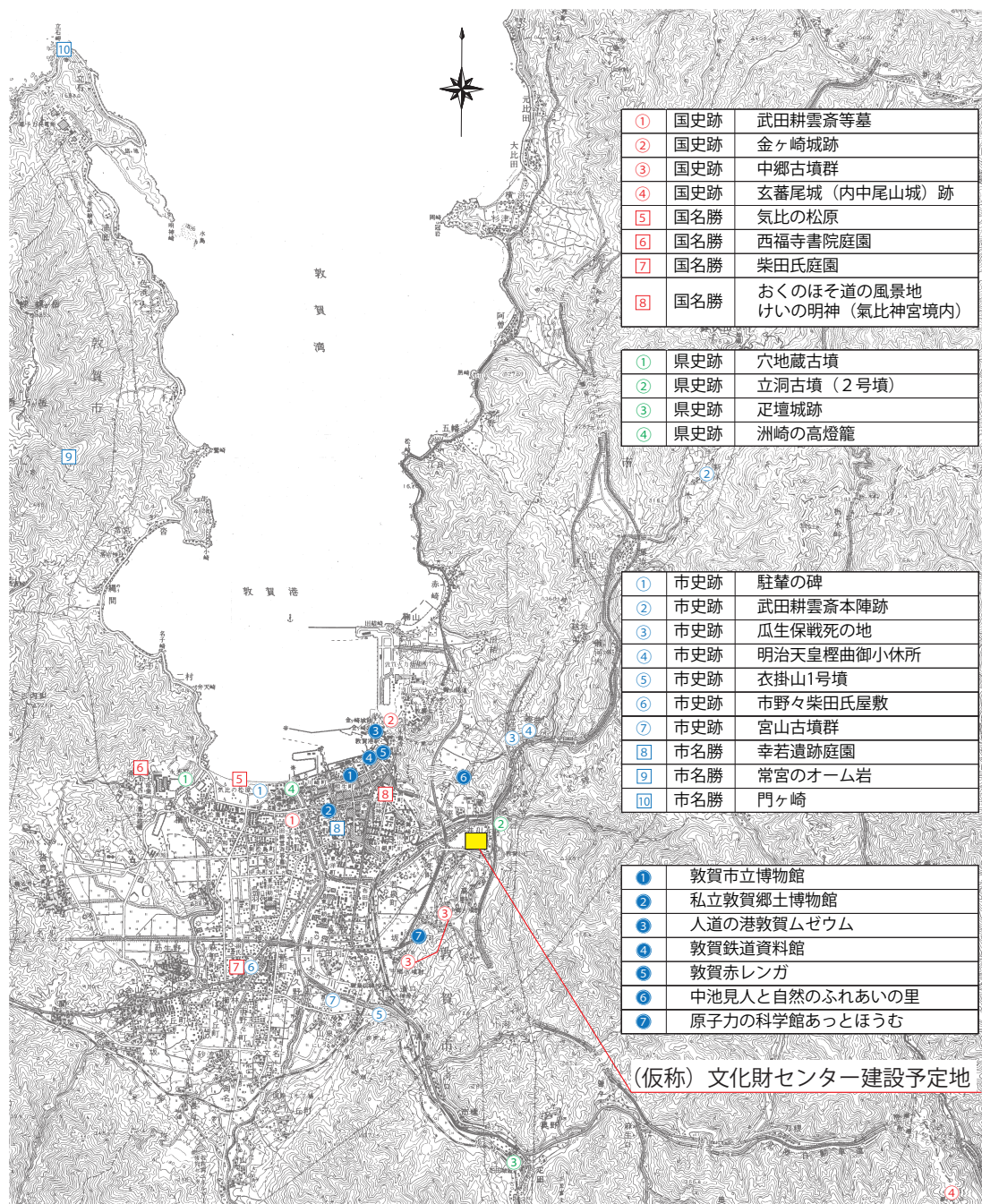


図3 敦賀市内の指定文化財、文化施設

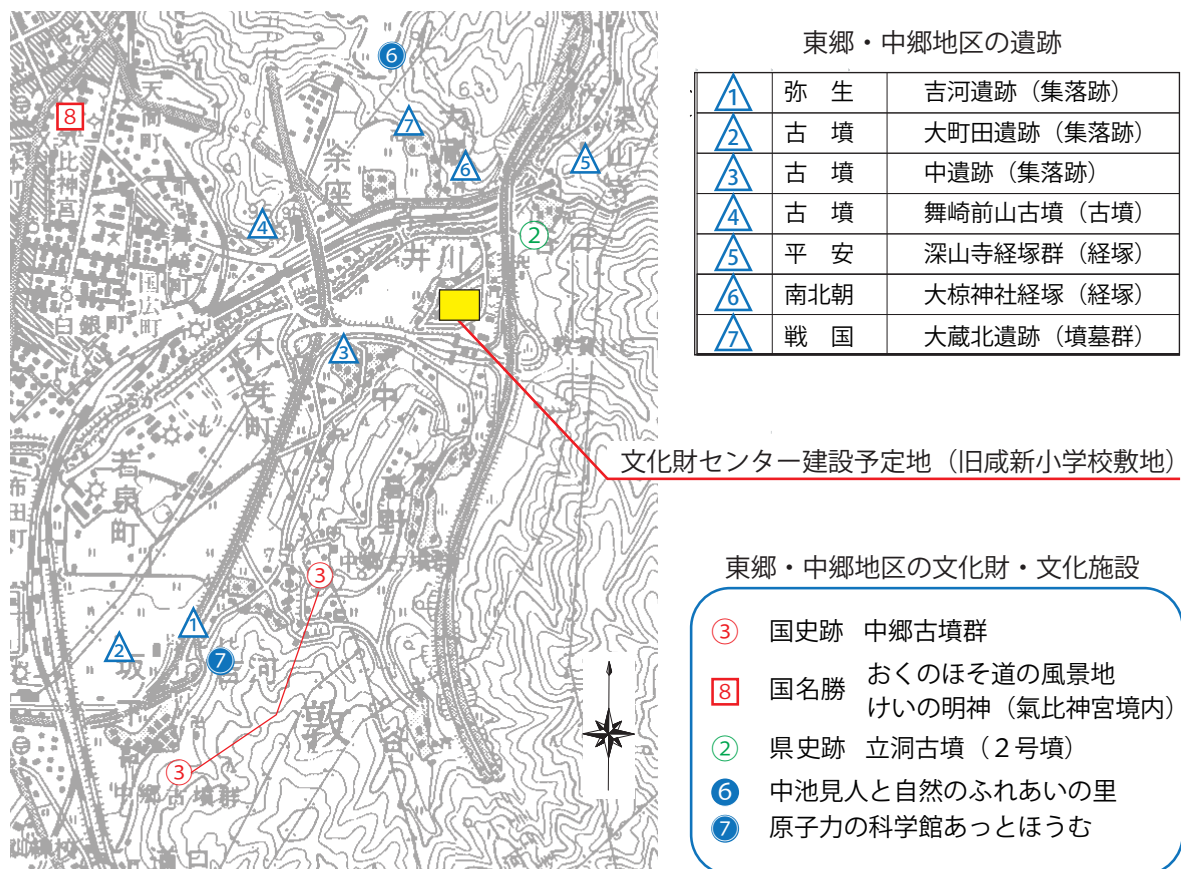


図4 東郷・中郷地区の主要な埋蔵文化財分布図

③ 施設の建設予定地

敦賀市文化財センターの建設予定地として、令和3年3月31日に廃校となった旧咸新小学校敷地内を検討する。

旧咸新小学校は、敦賀市井川に位置し、木ノ芽川の河岸段丘上の高燥な台地上に所在しており、自然環境的に文化財の収蔵、管理に適している。一方で、国道8号線バイパスに近く、交通の面でも優れている。

歴史的な環境については、敦賀市において、史跡、名勝など各時代の特徴と風土、文化を示す指定文化財は地域全体に分布している。その中でも、国指定史跡中郷古墳群に代表される古墳は、敦賀平野の東側丘陵を中心として分布しており、集落遺跡である吉河遺跡や中遺跡などが確認されるなど、古くからの交通の要衝であったことが判明している。また、古代より交易で栄えた敦賀湊に対し、その東方に位置する丘陵上には、平安時代から南北朝時代にかけて、東方浄土の弥勒菩薩への祭祀でもある経塚が造営され、福井県指定文化財となった深山寺経塚群出土品など、優品が発見されている。

これらのことから、文化財の収蔵、管理に適した地勢にあり、敦賀市内の主要な古墳群などの史跡に近く、古墳・経塚からの出土品資料の活用にも利点をもつ旧咸新小学校敷地が最適といえる。

なお同敷地内には学校給食センターの建設も予定しており、地域の文化・歴史学習の場となる文化財センターと、食育としての見学の場となる学校給食センターの2施設が連携することで、人が集うエリアとして相乗効果を生み出すことが期待できる。

（３）施設の機能

① 歴史・文化－文化財の調査と保存－

埋蔵文化財の発掘調査を実施し、出土した遺物の適切な収蔵保管を図るとともに、文化財の調査成果を展示や公開に活かすことにより、調査保存と公開活用について市民に見える形で一体的に進める。

【発掘調査】

埋蔵文化財調査の拠点として、発掘調査に係る出土遺物、記録類の整理作業を行い発掘調査報告書等の刊行を行うとともに、調査に伴う諸事務を行う。

【調査研究】

埋蔵文化財他の歴史資料や民具等の調査を通じて、敦賀市の特色ある歴史文化を総合的に研究し、その成果を市民の歴史学習等に活かす。

【資料収集】

市内の出土資料、歴史資料、民具等について、敦賀市立博物館と共同で収集し、調査整理を図る。

【資料保管】

発掘調査による出土品、市内の歴史資料、民具等を収蔵保管する。収蔵品については必要な保存・修復等を行い適切に管理する。また調査に伴う記録類や図書資料についても収蔵保管する。

【成果発表】

調査研究の過程や成果について、報告書やホームページ等で公開するとともに、関連する書籍や他地域の類例などの報告書を紹介し、調査とその成果の情報を市民に積極的に公開する。

② 教育・学習－敦賀への愛着と誇り－

郷土学習や歴史学習を通じて、市民のふるさとの誇りと愛着心を醸成するとともに、市民と協働し新たな敦賀像、敦賀遺産を調査、研究する。

【学校教育支援】

学校のニーズに合わせて選択可能なプログラムを構築し、学校教育との連携を図る。また学校からの要望に応じて、教員を対象とした研修会や生徒の職場体験等を支援する。

【生涯学習支援】

歴史関係の市民団体の活動を支援するとともに、敦賀の歴史、文化財に関心を持つ市民の問い合わせ、調査研究を支援する。また、市民学芸員制度（註３）の導入を検討し、市民学芸員による学習の支援や調査、研究活動、発信活動に協力する。

【体験学習】

文化財への興味の入り口として、文化財と触れ合う機会を創出するため体験学習を企画し実施する。またそれらの体験学習を企画する団体を支援する。

③ 広報・普及－敦賀の魅力を発信－

市民に向け文化財保護活動や最新の調査成果を、多様な手段で発信し、市民による成果発表や情報発信にも協力する。

【情報発信】

文化財や市が実施している文化財調査について発信し、文化財への関心を高める。実物を用いた展示や、わかりやすさのためのイラスト、写真を用い、大人から子どもまでわかりやすい形で紹介する。また、その成果内容に応じて速報展示や企画展示を実施しする。さらに広く市内外へ

公開すべき成果の場合は、敦賀市立博物館での企画展示として、その展示に協力する。

また、文化財を通じて市内各所の観光地の魅力向上につながるストーリー発信を実施する。

【発信支援】

市民や市民団体による成果発表、公開について、専門的見地から助言、支援するとともに、成果を基にした企画展示や刊行物への公開について協力する。

註1 平成11年6月2日付福井県教育委員会教文第556号「福井県における出土品の取り扱いについて（通知）」

註2 村上亜弥客員研究員（青森大学付属総合研究所）2024年1月20日「地域史研究の側面から見る敦賀と青森」
新幹線フォーラム『『福井×青函圏』絆と未来―北陸・敦賀延伸から北海道・札幌延伸へ―』発表資料

註3 市民学芸員は、一般的な博物館活動を補助するボランティアよりも、より専門的、自律的な市民ボランティアとして、全国で登録制度が行われている。

Ⅱ 基本計画

1 施設計画

(1) 施設整備の方針

施設運営の柱である「歴史・文化」「教育・学習」「広報・普及」の各機能が連携し、文化財の調査保存と公開活用の一体化を図ることができる施設整備を行う。

広報・普及につながる展示と講座、体験学習を実施する部分については、多様な活用方法が求められることを見据え、それぞれフレキシブルな活用が可能な施設構成とする。

また、ユニバーサルデザインの視点から、様々な来館者が利用しやすい施設を目指す。

(2) 施設構成と規模

「歴史・文化」「教育・学習」「広報・普及」の各機能を連携させるために、「収蔵エリア」「研究エリア」「調査整理エリア」「展示・普及エリア」「管理エリア」の5つのエリアを設定する。これらにおいて、来館者動線、職員動線、資料動線の交錯が起こらないように配慮し、安全・安心な動線の構築と諸室配置を行う。

各エリアの面積割合は、収蔵に50%確保し、その他4つのエリアは展示普及を重視つつ配分する。

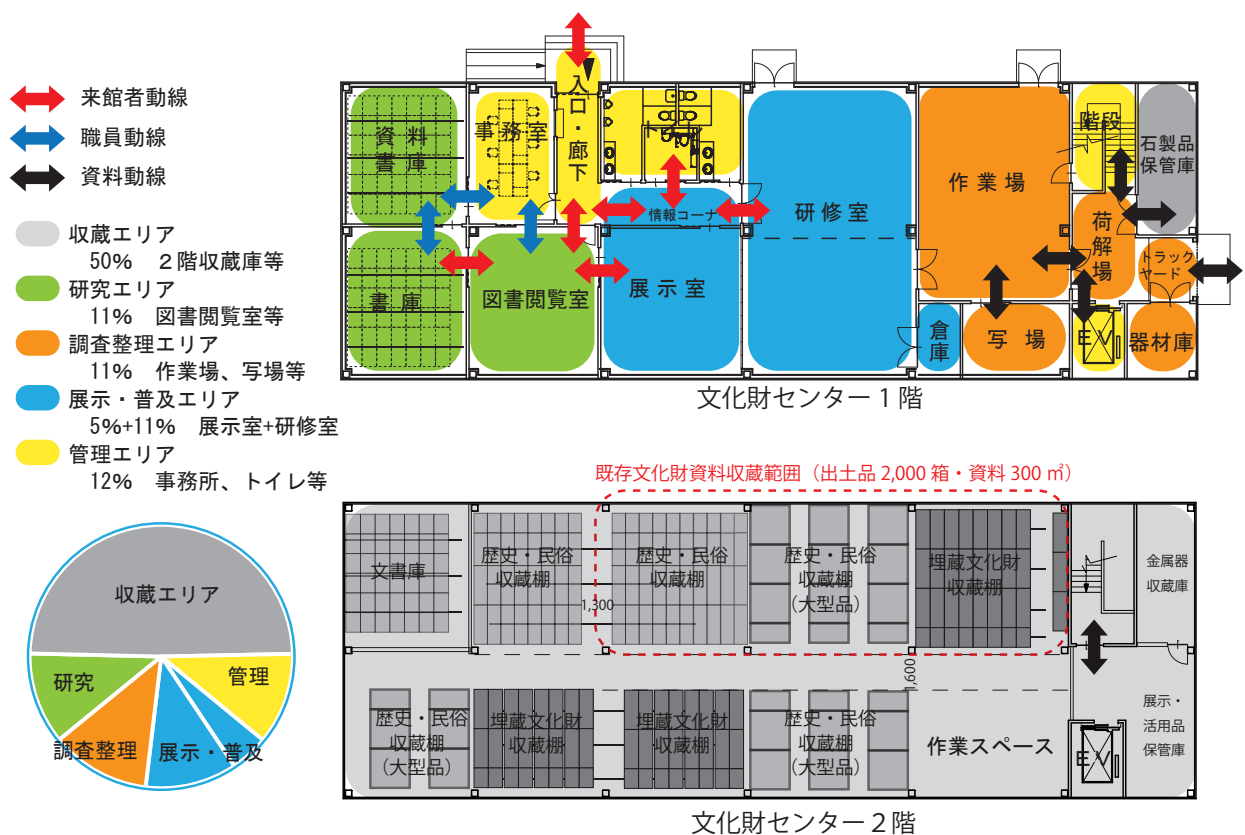


図5 文化財センターの構造と設備平面図

(3) 諸室の内容

① 収蔵エリア (510 m² 以下面積は見込)

埋蔵文化財、歴史・民俗文化財および関係資料、書籍等を、特性に合わせて収蔵、保管する。今後の増加を見込み、可動収納棚により現有の2倍以上の収蔵面積を確保する。

2階の収蔵エリアでは、基本的には埋蔵文化財の土器、石器、歴史資料の木製品、石製品、民具の木製品および複合素材の製品などを収蔵するため、エリア全体を完全空調する設備は不要である。ただ、多湿環境ではカビの発生が、急激な温度変化があった場合は変形や破断が想定されるため、温湿度変化を緩やかにするための断熱装備や、内装壁材を湿度に配慮した素材が必要である。

また、埋蔵文化財出土品、歴史資料のうち、金属製などでサビの影響が出やすいものは、金属器保管庫にて低湿度管理を行う。

このほか、収蔵物のうち見学や博物館等での展示に頻繁に活用される、代表的なものについては、特に「展示・活用品保管庫」に選別して収蔵し積極的な活用を図る。

② 研究エリア (120 m²)

図書閲覧室は、発掘調査報告書などの各種報告書、敦賀の歴史に関する書籍を中心に閲覧できる場所であり、市民が自主研究、学習ができる環境として整える。また、閲覧室は職員との交流エリアでもあるので、事務所に隣接させるとともに、市民に供する書籍、資料を収納した書庫と接続する。

③ 調査整理エリア (120 m²)

発掘調査や、市による調査研究活動を効率的かつ効果的に遂行するために必要な作業場、写場、器材庫などを設ける。作業場には資料と共に外部から持ち込まれる土等を排出しやすいよう、掃出口や流しの土砂トラップなどの設備を配置する。また、研修室との出入り口を設けて、通常時は開放しないが、職員監督の下では、校外学習等の作業場見学に対応できるようにする。

④ 展示・普及エリア (55 m² + 115 m²)

展示部分は、展示室と情報コーナー（通路と共用）で構成する。展示ケースは可動式とし企画に応じて展示内容、構成を変更できるようにする。通路部分と共用の情報コーナーは、最新の調査の速報や、文化財関係のイベントの周知を図る場として、印刷パネル、ポスター等の掲示を行う。普及部分は研修室とその備品を入れる倉庫である。研修室は小中学生1学年相当数の最大100名程度が利用できる広さとする。また、研修室と展示室との間の壁を移動壁とし、展示室と連結した大部屋にしたり、研修室を分割したりするなどして、展示、研修、実習などの多様な用途に活用できるようにする。

このほか研修室での歴史、民俗に関するワークショップでの利用において、農具の実演や出土品の洗浄などの整理作業体験などを想定し、掃出口や水道、洗い場を研修室部分に設ける。

⑤ 管理エリア (130 m²)

施設の運営・管理に必要な人員が配置可能な事務室を設ける。その他、トイレはユニバーサルデザインとし、エレベーターは収蔵する歴史資料等の丈を考慮し、長尺物に対応できる奥行を持つサイズとする。

表1 諸室の内容と面積割合

用途・区分	諸室等	概 要	見込床面積(m ²)	割合
収蔵エリア	金属器収蔵庫	湿気により劣化する金属器、出土金属製品を保管する。	510	約50%
	埋蔵文化財収蔵棚	土器、石器その他の出土品を収蔵する。 現有約2,000箱		
	歴史、民俗収蔵棚	歴史資料、民具等の民俗資料を収蔵する。 現有保管面積約300m ²		
	展示品等保管庫	展示や体験学習で頻繁に活用する資料を整理保管する。		
	文書庫	歴史的な文書類、フィルム等その他の資料を収蔵する。		
	石造物保管庫	重量物である石造物を保管する。		
研究エリア	図書閲覧室	郷土関係書籍、調査報告書を閲覧し学習するとともに、研究交流の場とする。	120	約11%
	書庫	敦賀や全国の発掘調査報告書などを閉架で収蔵する。		
	資料書庫	歴史的資料を含む貴重書や文書を閉架で収蔵する。		
調査整理 エリア	作業場	出土品の洗浄、注記、接合作業を実施する。見学、体験ツアーも実施する。	120	約11%
	写場	整理後の出土品を写真撮影し資料化する。		
	荷解所	出土品や収蔵品の搬出、搬入を行う。		
	器材庫	発掘調査等に必要な器材を収容する。		
	トラックヤード	出土品や収蔵品の搬出、搬入を行う際の安全確保のためのスペース。		
展示・普及 エリア	展示室	展示品を良好な環境で管理できるよう、空調管理された展示ケースで公開する。 最新の発掘調査や研究情報などは情報スペースで掲示する。	55	約5%
	研修室	歴史講座、校外学習等での研修スペース。市内小学校1学年約100名を収容できる。 稼働式壁により、展示室と連結した大型展示スペースとしても活用する。	115	約11%
	倉庫	講座、体験学習において活用する器材を収納する。		
管理エリア	事務室	施設の管理、運営や来館者への対応を行う。 図書閲覧室と行き来ができ、質問や資料問い合わせにも対応する。	130	約12%
	トイレ	来館者や館内関係者が使用する。		
	その他共用	廊下、階段、エレベーター等		
面積合計			1,050	100%

2 事業活動計画

(1) 事業活動方針

文化財保護行政における調査・整理・研究・報告を通じて敦賀の歴史文化を探究し、その魅力を掘り起こすことを進めるとともに、市民と共有化を図ることで、「歴史・文化」「教育・学習」「広報・普及」の各機能を連携させ、市民が知り、学び、さらには市内外へ発信できるよう努める。
同時に、市民のふるさとに対する誇りや愛着を醸成し、魅力ある文化を育むまちづくりを推進する。

(2) 主要事業の活動計画

基本方針での3つの柱を具体化した、「歴史探究」「学習支援」「広報普及」の3つの主要事業で構成する。

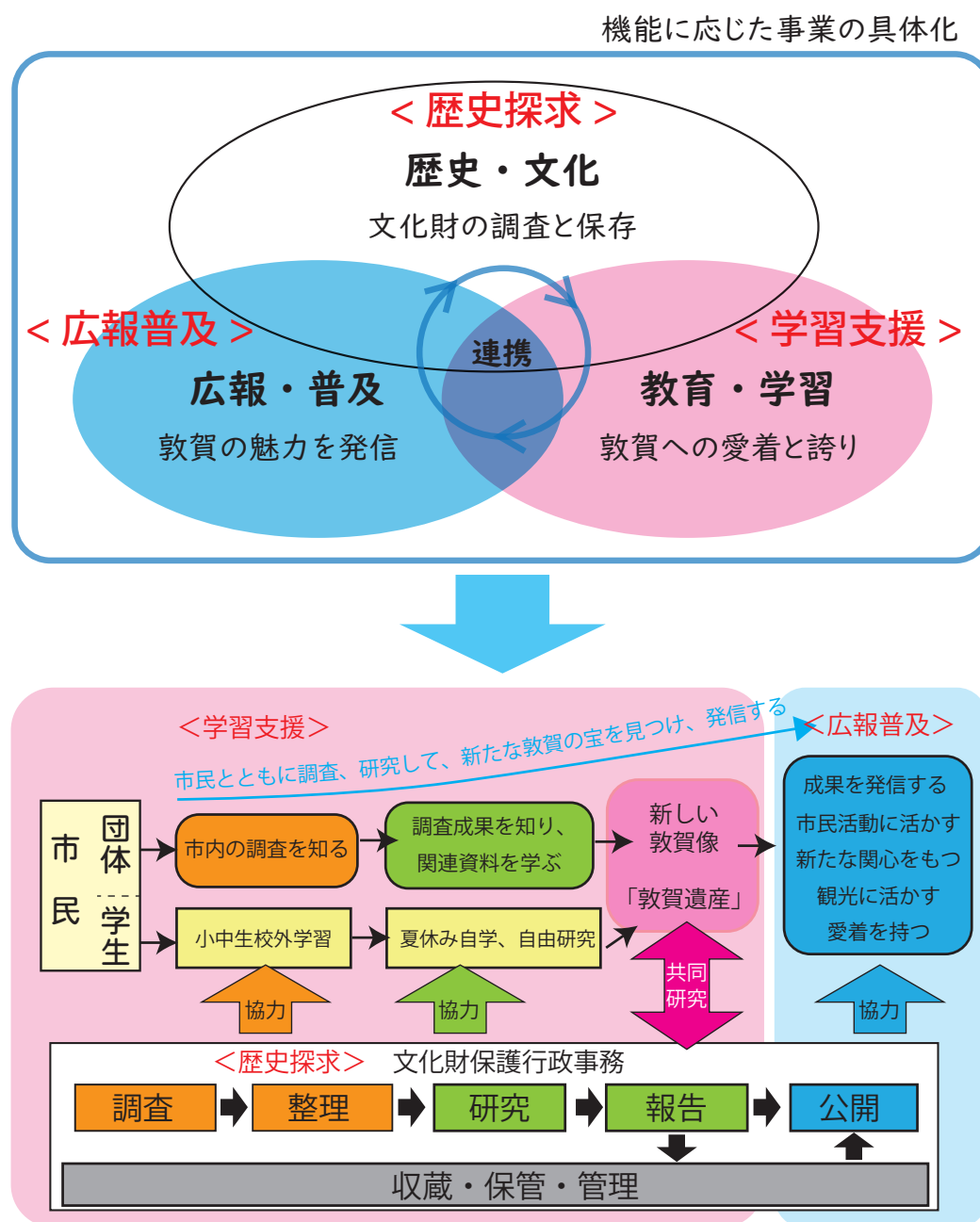


図6 事業活動計画模式図

① 歴史探究事業（文化財保護行政事務）

【調査・研究活動】

発掘調査を行い、出土品整理作業、報告書作成を実施する。また、市内の各種文化財の調査、収蔵品の整理を実施しその成果を報告する。このほか他地域の各種報告書、書籍について整理し公開を行う。

【成果公開活動】

発掘調査の見学会や他の調査結果についての速報展などの企画展等、情報提供を実施する。



写真1 発掘調査



写真2 出土品整理作業

② 学習支援事業

【学校教育支援活動】

学校のニーズに合わせて選択可能なプログラムを構築し、学校教育と連携する。校外学習受け入れにおいては、出土品や歴史資料、民具など実物を用いた講座を実施する。このほか、教職員向けの授業支援、長期休暇における小中学生の自由研究支援などを、授業状況に合わせて対応するとともに、それらの事例をアーカイブ化し活用する。

【生涯学習支援活動】

市民団体による歴史講座や勉強会の実施に協力するとともに、その企画段階での相談、情報提供を行う。また、市民、市民団体への調査協力、共同研究を行い、平日の夜間開館など市民の学習機会の増加を図る。市民とともに調査、研究することで、新たな敦賀像、敦賀遺産の発見、確立を目指す。また自律的な研究者・発信者としての市民学芸員制度の導入を検討する。



図7 図書閲覧室での自主学習・自由研究



写真3 深山寺経塚出土銅鏡（直径約10cm）

【体験学習活動】

文化財への興味の入り口として、文化財と触れ合う機会を創出するため、敦賀市内出土品を用いた体験学習（深山寺経塚出土銅鏡型を用いた鋳造体験等）や、民具の体験学習（農機具等）を企画し実施する。またそれらの体験学習を企画する団体を支援する。

③ 広報普及事業

【情報発信活動】

文化財や市が実施している文化財調査について発信し、文化財への関心を高める。展示による発信については、発掘調査の速報や文化財調査経過の報告などは文化財センターで実施し、成果について市内外に発信できる話題性があるものなど、広く広報普及することが望ましい展示は、博物館で公開できるよう、企画、スケジュールを協議し実施する。また、文化財を通じて市内各所の観光地の魅力向上につながるストーリー、敦賀遺産を発信する。

【発信支援活動】

市民、市民団体による研究成果の発信について、必要な写真、資料の著作権等についての助言や資料提供などの支援を行うとともに、文化財センターでの自主企画展示による発表や、文化財センター刊行物への掲載などを通じて協力する。



図8 学芸員による調査・発信支援



写真4 敦賀市刊行の調査報告書

3 展示計画

(1) 展示方針

通史の常設展示などの固定した展示を行わず、定期的な企画展示を中心として、話題性のある発掘調査等についての速報展示を臨時で行う。成果の重要度に応じて博物館での展示も企画する。

展示物は性質に応じて空調型展示ケースにより保護・管理し、触れても大丈夫なものは露出展示とするなど、実物をなるべく身近に感じられるようにする。

(2) 展示構成

① 企画展示

定期的に様々なテーマ別の展示を行うもので、企画内容により研修室も含めた広いスペースで実施する。基本的には小学6年生の歴史学習進度に対応して、春が古代、夏が中世、秋冬が近代・民具等のテーマに沿った企画を行う。

② 速報展示

不定期に実施される発掘調査やその他の文化財調査の成果について、速報展示が可能なまで整理ができた時点で実施する。



写真5 古墳時代テーマ展示



写真6 発掘速報展チラシ

③ 市民企画展示

市民や市民団体、地域史研究団体などの調査成果について、自主展示企画に協力する。

④ 情報スペースによる展示

敦賀市内の様々な歴史資源の情報や、市による各種調査の中で公開可能なものについて、調査研究内容を発信する。また、市民団体、歴史サークルなど市民同士の活動についての情報交換などを、講座参加者や図書閲覧の際に目につく場所にある情報スペースで掲示する。

資料 1. 福井県における出土品の取り扱いについて（通知）

教文第 556 号
平成 11 年 6 月 2 日

各市町村教育委員会教育長殿

福井県教育委員会教育長

福井県における出土品の取り扱いについて（通知）

発掘調査等による出土品の取り扱いについては、文化庁が定めた「出土品の取扱いに関する指針」（平成 9 年 8 月 13 日文化庁長官裁定。以下「指針」という。）及び文化庁次長通知（平成 9 年 8 月 13 日庁保記第 182 号。以下「文化庁通知」という。）に従って行なうよう、平成 9 年 8 月 18 日付け教文第 857 号で通知したところです。

文化庁通知では、各都道府県教育委員会において各地域の歴史的特性等に応じて具体的な基準を定めることとされているため、福井県教育委員会では「出土品の取り扱い基準検討会」を設置して検討を重ね、指針第 2 項及び第 3 項に関して「福井県における出土品の取り扱いに関する基準」を定めました。ついては、出土品の取り扱いに関しては、今後、福井県における出土品の取り扱いに関する基準及び「指針」並びに「文化庁通知」に従って行なうこととしますので、貴教育委員会におかれては、出土品の保存・活用に必要な措置を講ずるとともに、貴管下の博物館等の関係機関に伝達するようお願いいたします。

なお、本基準の施行にあたっては、下記の事項に留意して、出土品の具体的な取り扱いに遺漏のないようご配慮ください。また、このことについては、文化庁から同様の見解を得ていることを申し添えます。

記

1 基準の趣旨（第 1 条）

本基準は、指針の第 2 項及び第 3 項に基づき、出土品の採取・分別について定めたものである。出土品の活用については、各市町村教育委員会及び関係機関において、従来にまして積極的な活用を図るとともに、出土品の種類・内容に応じた新たな方法を開発し、その広範な活用に務められたい。

2 用語の定義（第 2 条）

（1）出土品

文化財保護法に規定する「文化財」だけでなく、発掘調査現場等で出土したすべてのもの（遺物・自然物）をいい、文化庁の「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」の報告書『出土品の取扱いについて（報告）』（平成 9 年 2 月）の出土品の種類・分類に準じている。

（2）採取

出土品を発掘時に選別し、第 3 条に従い採取することをいう。

（3）分別

発掘時に採取した出土品を、整理時及び報告後において、第 5 条に従って仕分けし、第 7 条に従って保管・管理等の措置を行なうことをいう。

3 採取の基準（第 3 条）

発掘時に出土品を採取する基準は、別表に掲げるとおりとする。出土品のうち副産物、遺構素材、原料・食料等、自然物の採取にあたっては、出土品の性格に応じて適切な選作業を実施することとする。なお、採取を見送ったものについては、開発事業者等と十分協議し、将来にわたって無用の混乱が生じないように留意されたい。

発掘時において採取に伴う選別作業が完了できない場合は、整理時においても作業を引き続いて実施することとする。なお、整理時に採取を見送ったものについては、第 7 条 2 の規定に準拠し、措置することとする。

4 仕分けの時期（第4条）

出土品の仕分けの時期は、種類により整理時、報告後の指定があるので、第4条の規定に従い実施されたい。

5 仕分けの基準（第5条）

（1）基準

出土品の仕分けは、現在及び将来にわたり保存・活用の可能性が有るか否かの判断を下すものであり、第5条の区分の基準に従い適正かつ慎重に実施されたい。

（2）体制の整備

仕分けの実施主体は主に市町村教育委員会であるから、各市町村においては専門職員の配置・増員や、各種研修への参加を通じて職員の資質向上を図る等、体制の整備・充実に一層務められたい。また、仕分けに際しては、複数の専門職員が出土品を観察するなど、担当者による判断の差異が生じないように措置も併せて講じられたい。

6 遺体等の分別（第6条）

遺体等は、調査の対象であると同時に、人の遺骸であることに充分配慮し、すべてを保管・管理することとするが、改葬等も考慮されたい。

7 保管・管理の基準（第7条）

（1）保管・管理

文化庁通知や本基準の実施には、出土品の保管・管理体制の整備・充実が前提であり、出土品の積極的な活用の推進が欠かせないものであることから、より一層の保管・管理体制の整備・充実を図られたい。

なお、出土品の博物館等での保管に関しては、別途定められている当該博物館等における収蔵資料の取り扱い基準に拠るものとする。

（2）廃棄等の留意事項

分別後の出土品を廃棄する場合は報告後とし、環境への影響等にも配慮するとともに、将来にわたって廃棄場所が新たな埋蔵文化財包蔵地と誤認されるなど、無用の混乱を招かないような方策を講じられたい。また、廃棄物として処理する場合は、関係機関と連絡の上、必要な手続き等に遺漏のないよう適切な措置を講じられたい。

（3）文化財認定された出土品の廃棄

文化財の認定を受けたもののうち、仕分けによりD区分とした出土品を廃棄する場合は、所有権が確定する譲与後とする。

（4）分別報告書

分別報告書は出土品の保管・管理等の実態を的確に把握するために重要であることから、分別後に速やかに提出するものとする。なお、市町村においても、出土品の保管・管理等の実態を的確に把握するため、分別報告書を恒久的に保管されたい。

8 適用除外（第8条）

指定史跡からの出土品については、史跡の持つ意義と史跡整備等に伴う出土品の保存の必要性和広汎な活用の可能性から、この基準を適用せず極力保管することとする。

9 基準の改善（第9条）

文化庁通知は、出土品の分別基準について「妥当性・有効性について随時検討し、学術的な進歩、社会的認識の変化等にしたがって最適なものになるように改善していくことが望ましい」としており、本県においても同様の措置を取ることとする。

10 別表

一般的に本県で出土すると考えられる出土品を分類した。なお、本基準に例示がない出土品など、採取に疑義がある場合は県教育委員会に照会されたい。

11 その他

(1) 分布調査、確認調査、試掘調査等での出土品

分布調査、確認調査、試掘調査等での出土品など、遺跡の存在の決定にかかわる出土品は、全量を保管する。

(2) 体制や施設の整備・充実

文化庁通知は、「出土品の区分、適切かつ合理的な保管・管理その他の取扱いを適正に行なうためには、出土品の整理を行い、その内容等が的確に把握されていることが必要である。」としており、未整理の出土品の整理を促進するため、体制や施設の整備・充実を図られたい。

福井県における出土品の取り扱いに関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、「出土品の取扱いに関する指針」(平成9年8月13日文化庁長官裁定。以下指針という。)第2項及び第3項の規定により、発掘調査の段階で出土品を採取するために必要な事項及び、遺物整理の段階と発掘調査報告書を刊行した後の段階で、将来にわたり保存・活用の必要性や可能性のある出土品とそれ以外のものとを分別するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において「出土品」とは、発掘調査によって出土した次に掲げるものをいう。

遺物(人又は人の活動に直接関係するもの)

① 人の遺体又はその一部、人自体の痕跡等(人骨・頭髮等)

(以下「遺体等」という。)

② 道具(土器・陶磁器・石器・金属器・木器等)

(以下「道具等」という。)

③ 道具等製作時の副産物(石材チップ・木材削りかす・製鉄遺跡の鉄滓等)

(以下「副産物」という。)

④ 遺構を構成していた素材

加工素材：古墳の石室材・石垣の石材・建築部材・木杭等

未加工素材：配石遺構の自然石・古墳の葺石・焼土・焼石等

(以下「遺構素材」という。)

⑤ 原料・食料等

道具等の原材料：石器の原石・金属鉱石・粘土塊・アスファルト等

家畜・栽培植物：イヌ・ウマの遺体等

自然遺物：食べかす等(貝殻・種子・動物骨等)

燃料：木炭・石炭等

(以下「原料・食料等」という。)

自然物(自然環境を示すもの)

⑥ 自然物土壌・花粉・動植物遺体等

(以下「自然物」という。)

2 この基準において「採取」とは、発掘作業の段階(以下「発掘時」という。)で、出土したものを選別し、第3条に従い採取することをいう。

3 この基準において「分別」とは、発掘時に採取した出土品を、整理作業の段階(以下「整理時」という。)及び当該遺跡の発掘調査報告書を刊行した後の段階(以下「報告後」という。)で、第5条に従い「仕分け」し、第7条に従い「保管・管理」等の措置を行なうことをいう。

4 この基準において「遺構」とは、発掘調査の対象としている時代の人為的な行為の痕跡をいう。また、「遺物包含層」とは、発掘調査の対象としている時代の遺物を包含する層をいう。

5 この基準において「発掘調査報告書(以下「報告書」という。)>とは、当該遺跡の報告書を指す。また、報告書に掲載されたものとは、挿図、写真図版、一覧表、本文記載のいずれかにより、現品の特定できるものをいう。なお、当該調査機関の年報、専門雑誌の論文及び研究紀要などの刊行物に掲載された出土品を、これに加えることができる。

(採取の基準)

第3条 発掘時に出土品を採取する基準は、別表に掲げるとおりとする。なお、出土品のうち副産物、遺構素材、原料・食料等、自然物の採取にあたっては、出土品の性格に応じて適切な選別作業を実施することとする。また、発掘時に選別作業が完了できない場合は、引き続いて整理時に実施することとする。

(仕分けの時期)

第4条 仕分けは、出土品の種類ごとに以下に示す各時期において実施することとする。

報告後：遺体等、道具等

整理時：副産物、遺構素材、原料・食料等、自然物

(仕分けの基準)

第5条 出土品のうち道具等の仕分けを行なう際の基準は次に掲げるとおりとする。

A区分：報告書に掲載されたもの（報告書掲載資料と接合できないが、同一個体であることが確認される破片を含む）。

B区分：遺構・遺物包含層から出土したもので、遺跡・遺構の時期や性格その他の特徴を復元する材料として、保存・管理の必要性があるもの。また、発掘調査により出土し、本県の地域的・時代的な特徴が顕著なもの。

C区分：発掘調査により出土し、将来において活用の可能性が見込まれるもの。

D区分：上記3区分に含まれないもの。

2 副産物、遺構素材、原料・食料等、自然物のうち、採取した出土品については保管することとする。なお、仕分けを行なう際の基準は、前項の区分に準拠することとする。

3 出土品の仕分けに際しては、複数の専門職員が観察するなどの措置を講じることとする。

(遺体等の分別)

第6条 遺体等の分別は、出土状況及び報告書掲載の有無にかかわらず、前条のA区分として取り扱うこととし、改葬も考慮する。

(保管・管理の基準)

第7条 第5条の基準により仕分けした出土品を保管・管理する基準は、次に掲げるとおりとする。

A区分：規格化された遺物収納箱（以下「収納箱」という。）に収納し、恒久的な保管施設において、常時検索可能な状態で保管する。

B区分：収納箱に効率的に収納し、恒久的な保管施設において、検索可能な状態で保管する。

C区分：収納箱に効率的に収納し、恒久的な保管施設において、ある程度検索可能な状態で保管する。

D区分：原則として保管の必要はない。

2 分別の結果、原則として保管の必要はないとした出土品を廃棄する時期は、報告後とする。なお、廃棄にあたっては、将来において無用の混乱を生じないための措置を講じなければならない。

3 文化財保護法によって文化財の認定を受けた出土品を廃棄する時期は、譲与後とする。

4 本基準に従い出土品を分別した場合は、報告後に出土品分別報告書（別記第1号様式）を県教育委員会に提出することとする。

(適用除外)

第8条 指定史跡からの出土品は、史跡活用のための広汎な利用の可能性が考えられることから、この基準を適用せず極力保管することとする。

(その他)

第9条 この基準に定めるもののほか、出土品の採取・分別に関する必要な事項は、県教育委員会が定める。

附則

この基準は、平成11年6月2日から施行する。

別表

発掘時における出土品の採取基準

種 別		採 取 基 準
遺体等		採取。
道具等		採取。
副産物	石材チップ等	十分な選別作業を行なった後、一部採取。
	木材削片等	十分な選別作業を行なった後、一部採取。
	鉱滓等	十分な選別作業を行ない、各種の記録を作成した後、工程を示すものは採取。
	灰・炭化物	分析・同定に供する試料及びサンプルとして必要な量の試料を採取する。
遺構素材	石室材	活用の予定がある場合のみ採取。それ以外は石材鑑定用に一部を採取。
	石棺材	採取。
	木槨木棺材	採取。
	建築部材	柱・梁・垂木その他の部材で全体の形状がわかる場合及び仕口その他の加工痕のある場合は採取し、それ以外は各部材ごとに一部採取。礎石、敷石住居の敷石及び石垣は、石材鑑定用及びサンプルとして一部採取。ただし、活用の予定がある場合は採取。
	矢板・杭等	同種多載の場合は、一部採取。ただし、建築部材等を転用した矢板・木杭は、建築部材の取り扱いに準じる。
	井戸枠等	採取。ただし、同種多量の場合は一部採取。
	導水施設等	採取。ただし、同種多量の場合は一部採取。
	製鉄炉	炉の構造を示すものは採取。
	瓦	採取。ただし、近世の瓦は一部採取。
	礫等	旧石器時代の礫群は採取。縄文時代以降の集石、炉石及び、古墳の葺石、製塩炉の石敷については、活用の予定がある場合は採取。それ以外は、石材鑑定用に一部採取。
原料・食料	その他の遺構素材	窯跡・古墳の粘土槨・カマド等の粘土で構築されたものは、活用の予定がある場合は採取。それ以外は一部採取。
	石器等原石	緑色凝灰岩・安山岩・黒曜石・チャート・滑石・水晶・琥珀その他の、明らかに石器・石製品又は玉類の原材料と認められるものは採取。
	鉱石・砂鉄等	採取。
	粘土塊等	分析・同定に供する試料及びサンプルとして必要な量の試料を採取する。
	植物性材料	分析・同定に供する試料及びサンプルとして必要な量の試料を採取する。
	動植物遺体	食料残滓、祭祀の犠牲、意識的埋葬その他の人の手が加わった結果遺存するものは採取。ただし、貝塚の貝は十分な選別作業を行なった後一部採取。
	食料	分析・同定に供する試料及びサンプルとして必要な量の試料を採取する。
	木炭等	分析・同定に供する試料及びサンプルとして必要な量の試料を採取する。
自然物		遺跡の遺存した時代の環境復元に役立つものに限り一部採取。

* 副産物、遺構素材、原料・食料等、自然物を発掘時に採取するにあたっては、出土品の性格に応じて、水洗選別等の適切な作業を実施することを前提とする。また、発掘時に十分な選別作業が実施できない場合は、整理時の実施とする。

* 発掘時に採取しなかった、副産物、遺構素材、原料・食料等、自然物については、開発事業者等と十分協議し、将来にわたって無用の混乱が生じないよう留意すること。

敦賀市文化財センター基本構想・基本計画

発 行 令和6年12月
発行者 敦賀市教育委員会
〒914-8501
福井県敦賀市中央町2丁目1-1
Tel 0770-22-8153
Fax 0770-23-6944
e-mail k-bunka@ton21.ne.jp